

第 1 節 被害想定

1 基本方針

本市における大規模な地震災害の記録はなく、地質学的にも安定地域とされている。また、『〔新編〕日本の活断層 分布図と資料』（活断層研究会編／（財）東京大学出版会発行）を見ても市域内に活断層はない。

そこで、本節においては、平成 27 年 3 月に長野県が公表した『第 3 次長野県地震被害想定調査報告書』等のうち本市に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に代表されるプレート境界型地震にも警戒が必要である。プレート境界型地震は、その発生のメカニズムから地震エネルギーが大きいと、震源から離れていても大きな被害を伴うこともある。このタイプの地震で市内に被害がでるような地震として、東海地震が考えられるほか、最近では東海、東南海、南海地震などが同時発生する南海トラフの巨大地震の発生についても懸念されている。

2 想定地震

『第 3 次長野県地震被害想定調査報告書』における想定地震は、下記のとおりである。

- ・長野盆地西縁断層帯
- ・糸魚川―静岡構造線断層帯（全体）
- ・糸魚川―静岡構造線断層帯（北部）
- ・糸魚川―静岡構造線断層帯（南部）
- ・伊那谷断層帯（主部）
- ・阿寺断層帯（主部南部）
- ・木曽山脈西縁断層帯（主部北部）
- ・境峠・神谷断層帯（主部）
- ・想定東海地震
- ・南海トラフ巨大地震 基本ケース
- ・南海トラフ巨大地震 陸側ケース

この中で、本市に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「糸魚川―静岡構造線断層帯の地震」である。このため、以下、「糸魚川―静岡構造線断層帯の地震」についての想定結果を中心に記述する。

「糸魚川―静岡構造線断層帯の地震」の断層諸元

諸元	内容	根拠
断層長さ（全体）	150km	「糸魚川―静岡構造線断層帯における重点的な調査観測」（文部科学省研究開発局ほか、2010）
マグニチュード（全体）	8.5	
傾斜角（最大値）	60°	
すべり角（最大）	90°	
断層幅（最大値）	24km	
断層上端深さ（最大値）	4km	
地震モーメント（全体）	3.66 E +20 N m	

諸元	内容	根拠
S波速度	3.4km/s	「全国地震動予測地図」（地震調査委員会，2009）
密度	2.70E+03kg/m ³	
剛性率	3.12E+10N/m ²	

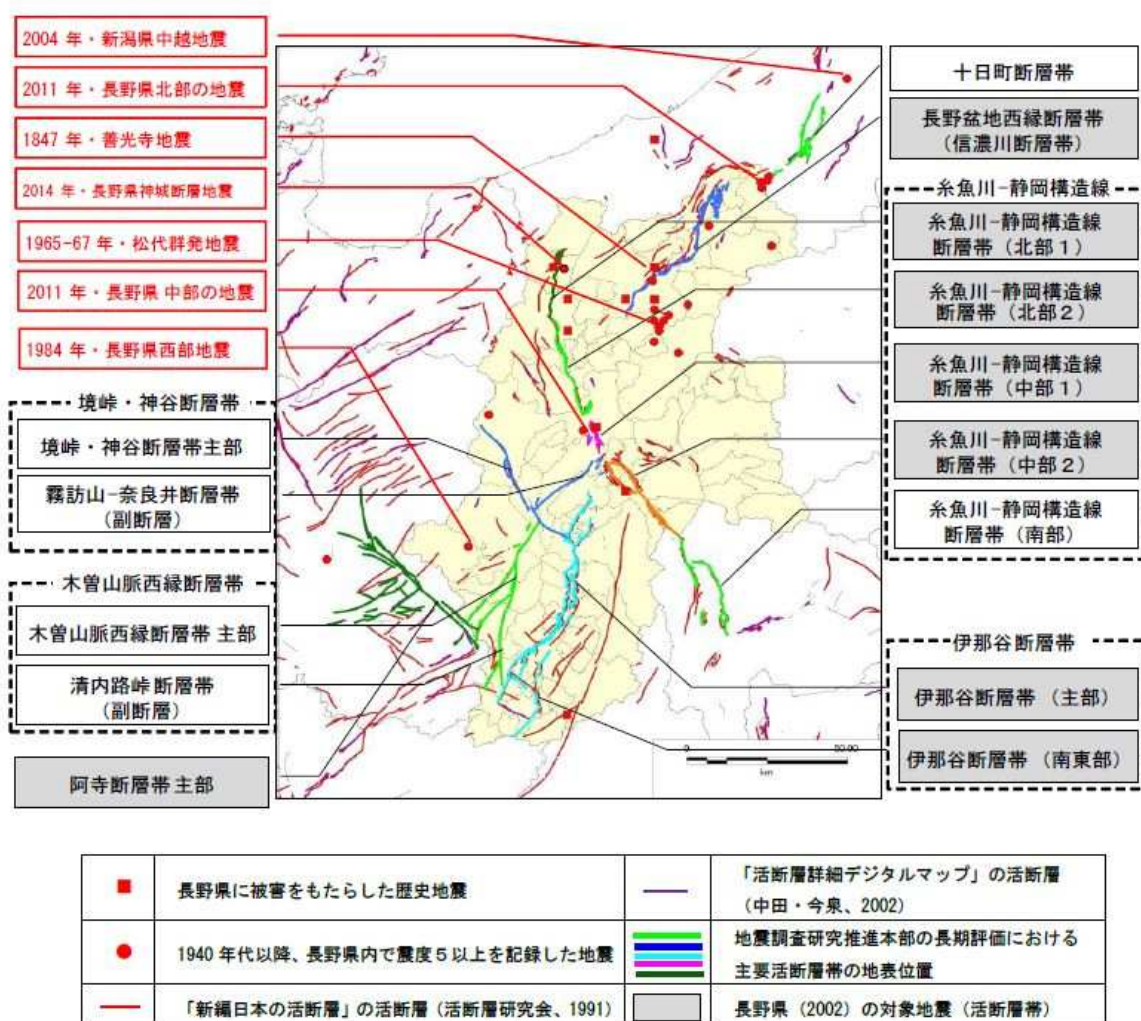


図 2.1-2 長野県の活断層の分布と被害地震の分布

注) 糸魚川-静岡構造線断層帯における「北部1」「北部2」「中部1」「中部2」は、地震調査委員会長期評価部会（2000）による糸魚川-静岡構造線断層帯の活動セグメント（活断層を、過去の活動時期、平均変位速度、変位の向きなどに基づいて区分した断層区間）を示す。

（出典：『第3次長野県地震被害想定調査報告書』）

3 糸魚川—静岡構造線断層帯（全体、北部、南部）の想定結果

市域においては、震度6弱～5弱と予測されている。震度6弱という大きな揺れが予測されているのは、市の中心部である千曲川等の河川流域とその周辺の平地である。

(1) 予測震度

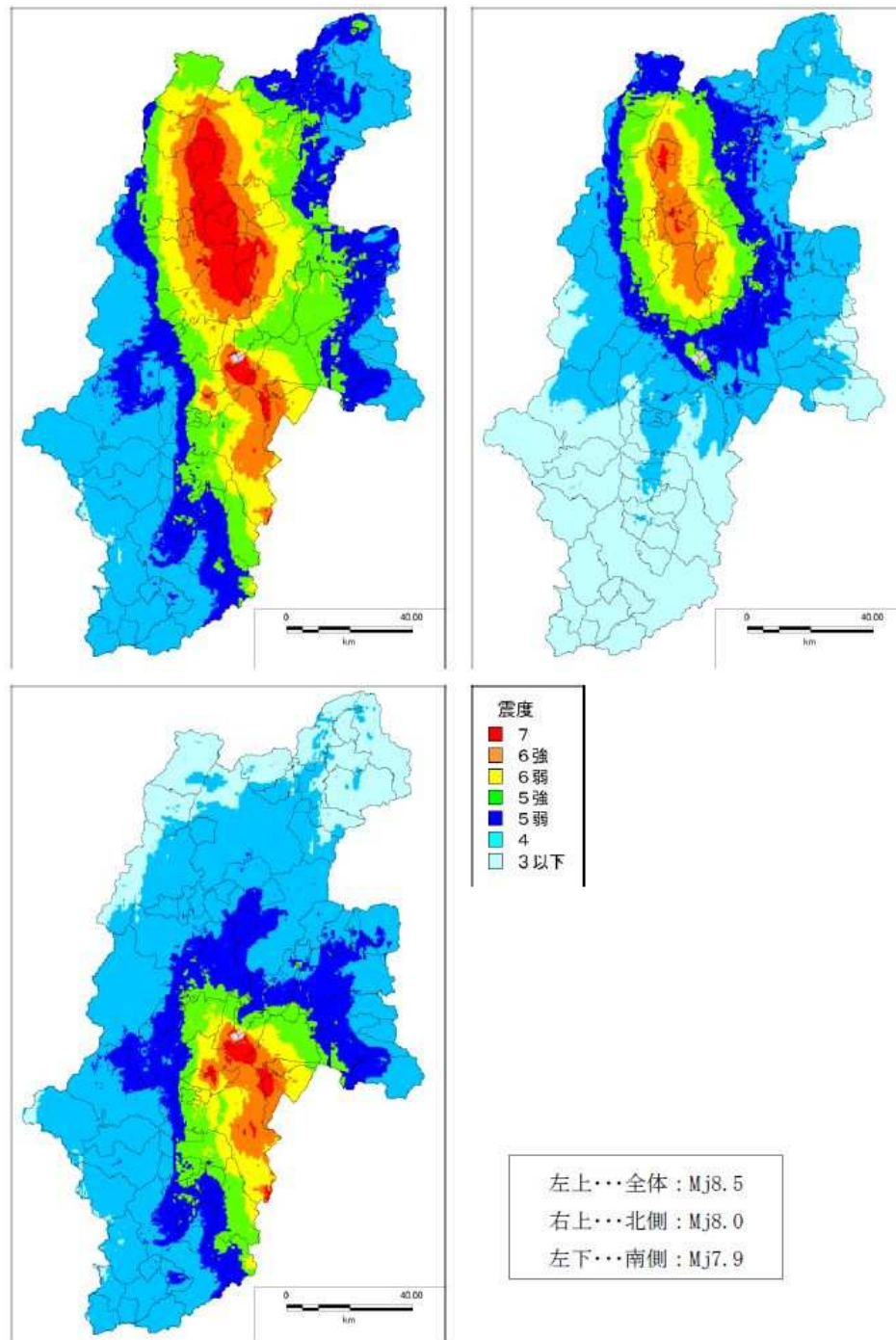


図 4.1-2 糸魚川—静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布

(出典：『第3次長野県地震被害想定調査報告書』)

(2) 被害想定結果

本想定地震における佐久市の被害想定結果は、次のとおりである。

被害区分	被害項目		単位	佐久市	最大被害 想定場面
建物被害	液状化	全壊	棟	*	冬 18 時 強風時
		半壊	棟	10	
	揺れ	全壊	棟	*	
		半壊	棟	150	
	断層変位	全壊	棟	0	
	土砂災害	全壊	棟	10	
		半壊	棟	40	
	火災	焼失	棟	0	
人的被害	死者数	建物倒壊	人	*	夏 12 時 強風時
		(うち) 屋内収容物	人	*	
		土砂災害	人	*	
		火災	人	0	
		ブロック塀等	人	*	
人的被害	負傷者数	建物倒壊	人	50	夏 12 時 強風時
		(うち) 屋内収容物	人	50	
		土砂災害	人	*	
		火災	人	0	
		ブロック塀等	人	*	
	重傷者数	建物倒壊	人	10	
		(うち) 屋内収容物	人	10	
		土砂災害	人	*	
		火災	人	0	
		ブロック塀等	人	*	
	自力脱出 困難者数		人	*	
避 難 者	被災 1 日後	避難所	人	50	冬 18 時 強風時
		避難所外	人	30	
	被災 2 日後	避難所	人	560	
		避難所外	人	560	
	被災 1 週間後	避難所	人	280	
		避難所外	人	280	
	被災 1 ヶ月後	避難所	人	40	
		避難所外	人	90	
要配慮者	避 難 所 避 難 者 に お け る 要 配 慮者数	1 日後	人	10	冬 18 時 強風時
		2 日後	人	110	
		1 週間後	人	60	
		1 ヶ月後	人	10	
ライフライン	上水道	断水人口	人	32,620	被災 直後
	下水道	支障人数	人	27,830	
	都市ガス	供給停止戸数	戸	0	
	電力	停電軒数	軒	18,200	
物資不足	食料	過不足量	食	3,350	1 日後 冬 18 時 強風時
	飲料水	過不足量	ℓ	△18,030	
	毛布	過不足量	枚	11,500	

※建物被害及び人的被害 5 未満の数値は、「* : わずか」と表記

※「物資不足」では△が不足量を、正の数は需要量を上回る主要備蓄量や給水可能量を示す

参考：第 3 次長野県地震被害想定調査

第 1 節 地震に強いまちづくり

(全部 (全課))

市内における構造物・施設等について、防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強いまちづくりを行う。

1 地震に強い郷土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することについて十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。
- (3) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの郷土保全機能の維持推進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

2 地震に強いまちづくり

(1) 地震に強い都市構造の形成

ア 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

(2) 建築物等の安全化

ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、応急対策の拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を特定行政庁とともに図る。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

(4) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある物品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

(5) 自主防災組織の整備

震災時における出火防止、初期消火、避難救助、情報伝達等について効率的な災害応急活動が確保されるよう、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行い、一層の防災体制の強化を図る。

(6) 災害応急対策等への備え

被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

3 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を必要に応じて実施する。

(1) 法令遵守の指導

阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、これまでと同様、耐震基準等に関する法令自体の遵守についての指導を特定行政庁とともに行う。

(2) 地盤改良の推進

市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

(3) 構造的対策の推進

防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等についての普及を特定行政庁とともに図る。

節	節 名	各 節 の 使 用 方 法
第 2 節	情報の収集・連絡体制計画	「第 2 編 風水害対策編」を使用し、 本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第 3 節	活動体制計画	
第 4 節	広域相互応援計画	
第 5 節	救助・救急・医療計画	
第 6 節	消防活動計画	
第 7 節	水防活動計画	
第 8 節	要配慮者支援計画	
第 9 節	緊急輸送計画	
第 10 節	障害物の処理計画	
第 11 節	避難収容活動計画	
第 12 節	食料品等の備蓄・調達計画	
第 13 節	給水計画	
第 14 節	生活必需品の備蓄・調達計画	
第 15 節	危険物施設等災害予防計画	
第 16 節	ライフライン施設災害予防計画	
第 17 節	災害広報計画	
第 18 節	土砂災害等の災害予防計画	
第 19 節	防災都市計画	

第 20 節 建築物災害予防計画

（【公共施設】（施設管理所管課）【一般建築物】建設部（建築住宅課）【文化財】社会教育部（文化振興課））

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

1 公共建築物

（1）耐震診断及び耐震改修等の実施

公共建築物の中には災害発生後、応急対策活動の拠点ともなる建築物が多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和 56 年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

（2）防火管理者の設置

消防本部の指導により、建築物で消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

（3）緊急地震速報の活用

市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

2 一般建築物

昭和 56 年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について特定行政庁とともに必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の向上を図る。また、地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市はそれらの制度の周知に努める。

3 落下物・ブロック塀等

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を特定行政庁とともに行う。

4 文化財

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

市の指定文化財については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分配慮する。

各種文化財の防災を中心とした保護対策は、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

（1）所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

節	節 名	各 節 の 使 用 方 法
第 21 節	道路及び橋梁災害予防計画	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中 の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第 22 節	河川施設等災害予防計画	
第 23 節	ため池災害予防計画	

第 24 節 農林水産物災害予防計画

(経済部 (農政課、耕地林務課))

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

1 農水産物災害予防計画

- (1) 農業農村支援センター、農業協同組合等と連携し、農水産業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
- (2) 生産施設等における補強工事の実施等、施設の安全性確保について周知する。また、新たな施設の設置に当たっては、被害を最小限度にするための安全対策について指導する。

2 林産物災害予防計画

- (1) 佐久市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。
- (2) 佐久市森林整備計画に基づく適正な森林施業の実施により、森林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、林産物、土石等の流出防止に努める。

第 25 節 積雪期の地震災害予防計画

(総務部 (危機管理課) 経済部 (観光課) 建設部 (土木課))

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市及び防災関係機関は、除雪体制の強化、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、地域の特性に配慮しつつ、総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の地震被害の軽減を図る。

1 道路交通の確保

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、市及び関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努める。

- (1) 市は、計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。
- (2) 市は、住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。
- (3) 関係機関は、地震時の円滑な道路交通を確保するための除雪体制の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況や路面の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。
- (4) 地震時の高速道路の交通を確保するため除雪体制を整備するとともに、災害による交通規制の状況の周知を図る。
- (5) 住民は、地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努める。

2 鉄道運行の確保

特に積雪時の地震においては、雪崩等の発生により、公共交通網が混乱し、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることが予想されるため、鉄道会社は、排雪車両及び除雪機械等による除雪体制の強化、雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実、利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備等、雪害に強い体制整備に努める。

3 雪害予防計画

積雪地帯で発生する雪害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業等を計画的に実施する。

4 家屋倒壊の防止

建築基準法施行細則第 9 条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

5 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

6 避難場所及び避難路の確保

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。

7 寒冷対策の推進

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整える。

8 スキー客等に対する対策

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客の被災が懸念される。そのため、市は、スキー場利用客の避難・救助・孤立などの対策について地域防災計画等で定めるよう努める。

第 26 節 二次災害の予防計画

(総務部(危機管理課) 経済部(耕地林務課) 建設部(土木課・都市計画課・建築住宅課))

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

1 建築物、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 建築物関係

災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、県が認定した危険度判定士を受け入れる体制を整備する。

(2) 道路・橋梁関係

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の二次災害予防については、消防署と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3 河川施設の二次災害予防対策

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、現在工事中の箇所及び危険箇所等を把握するとともに、今後、さらに河川施設の整備(耐震性の向上等)を進めていく必要がある。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所(土砂

3 < 2. 予防 > 第 27 節～第 32 節

災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

節	節 名	各 節 の 使 用 方 法
第 27 節	防災知識普及計画	「第 2 編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第 28 節	防災訓練計画	
第 29 節	災害復旧・復興への備え	
第 30 節	自主防災組織等の育成に関する計画	
第 31 節	ボランティア活動の環境整備	
第 32 節	災害対策に関する財政措置計画	

第 33 節 震災対策に関する調査研究及び観測

(全部 (全課))

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

1 地震に関する情報の収集

県による震度計が市役所内に設置され、庁内で震度が掌握できるようになっている。

市は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの累積に努める。

第 1 節 非常参集職員の活動

(全部 (全課))

市は、市内に地震が発生した場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び本計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、市は防災関係機関の協力を得て、組織をあげて災害応急対策活動に当たるものとする。

1 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる。

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	災害対策本部設置
警戒 一次体制	○総務部、企画部、経済部、建設部職員及び支所総務税務係職員により、情報収集・伝達を行う。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員及び支所総務税務係職員による増員を行う。	右の基準に該当したときから総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	○市域に震度 4 の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、総務部長が配備の必要があると認めたとき。	なし
警戒 二次体制	○各部局連絡網の確認、情報収集・伝達等を行う。 ○各部局が所管する施設、危険箇所等の点検・パトロールを行う。 ○状況により、緊急部長会議を招集する。	右の基準に該当したときから市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	○市域に震度 5 弱の地震が発生したとき ○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、総務部長が配備の必要があると認めたとき。	市長が必要と認めたとき設置
非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報の収集を行い、応急活動の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置し、情報収集、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とする。	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	○市域に震度 5 強の地震が発生したとき ○警戒二次体制の状況下で市長が必要と認めたとき ○その他市長が必要と認めたとき	自動的に設置

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	災害対策本部設置
緊急体制 (全体)	○災害発生時の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模な災害に対処する体制とする。 ○市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、各所属職員全員を配備する。 ○事態の推移により必要人員による体制を構築する。	右の基準に該当したときから、市長が配備の必要ないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	○特別警報が発表されたとき ○市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○その他市長が必要と認めたとき ○市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき	自動的に設置

2 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

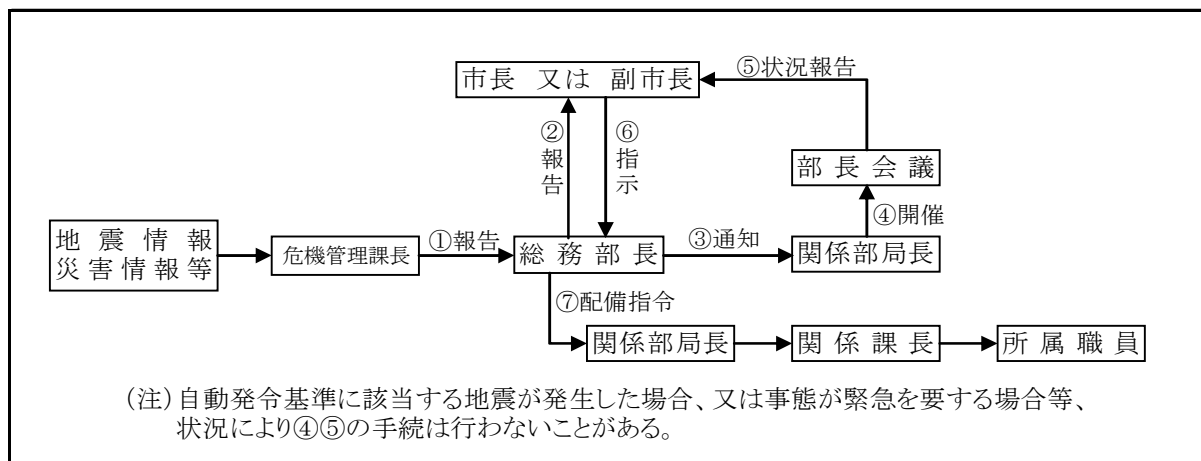
ア 総務部危機管理課長は、地震情報、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに総務部長に報告する。

イ 総務部長は、危機管理課長の報告を受けたときは、市長又は副市長に報告するとともに、関係部局長に対し、所属職員による情報収集・連絡活動を実施するよう通知する。また、必要に応じて部長会議を開催し、事態の推移に対応できるようにする。

ウ 総務部長の報告を受けた市長又は副市長が必要と認めたとき、又は部長会議が必要と判断し、市長又は副市長にその旨報告したときは、前記1に掲げるいずれかの配備体制をとる。

エ 市長又は副市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部局長及び各支所長に配備指令を伝達するとともに、庁内放送により職員に周知する。（後掲「配備指令発令様式」参照）

オ 関係部局長及び各支所長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。



(2) 勤務時間外

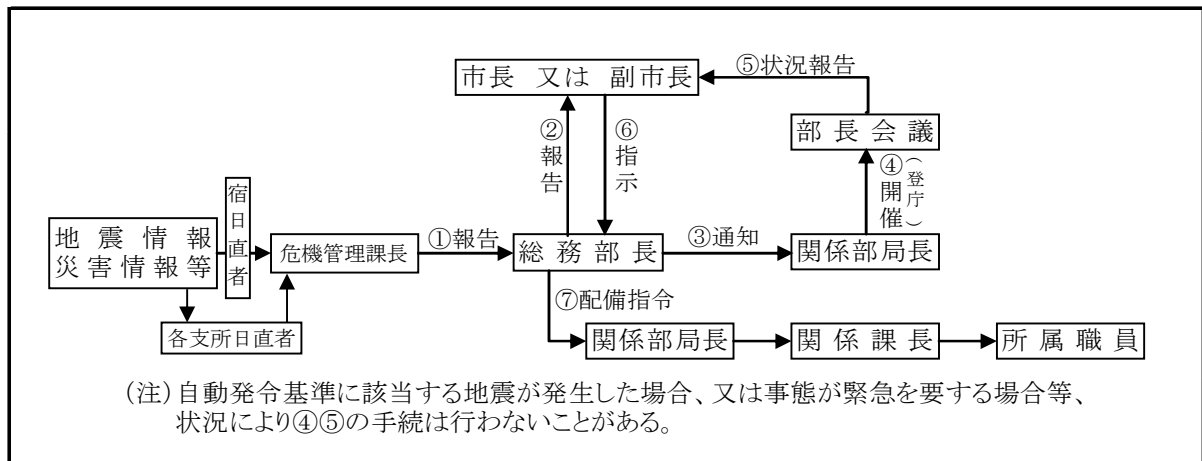
ア 当直者は、地震情報、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに総務部長及び危機管理課長に報告する。

イ 総務部長（危機管理課長）は、当直者の報告を受けたときは、市長又は副市長に報告するとともに、必要に応じて部長会議を開催するため、各部局長に登庁するよう電話等により連絡する。

ウ 総務部長（危機管理課長）の報告を受けた市長又は副市長が必要と認めたとき、又は部長会議が必要と判断し、市長又は副市長にその旨報告したときは、前記 1 に掲げるいずれかの配備体制をとる。

エ 市長又は副市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部局長及び各支所長に配備指令を電話等により伝達する。

オ 関係部局長及び各支所長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。



配備指令発令様式

危機管理課より、お知らせします。	
①	1. ○日○時○分、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。
	2. ○○地域に、○○のため、○○発生のおそれがあります。
	3. ○○地区に、○○が発生しました。
このため、○日○時○分、	
②	1. 「警戒二次体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
	2. 「非常体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
	3. 「緊急体制」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
なお、災害に関する情報は、直ちに報告してください。	

(注 1) ①は時刻、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的かつ簡潔に言うこと。

(注 2) 同じ内容を 3 回繰り返すこと。

3 職員の参集

動員配備人員の一般的基準に関する事項については、第 2 編第 3 章第 1 節「非常参集職員の活動」に準ずる。

(2) 職員の自主参集

ア 職員は日頃からテレビ、ラジオ等の災害関係情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報、周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁するものとする。

イ 激甚な被害が発生し、電話等通信連絡が不能になっている場合、職員は情勢判断により、自ら進んで災害対策本部の事務分掌につき、指示命令を受けるものとする。

ウ 各配備体制における配備指定職員は、市域において自動発令基準に該当する地震が発生したことを覚知した場合には、配備指令がなくとも速やかに登庁するものとする。

エ すべての職員は、市域において震度 6 弱以上の地震が発生したことを覚知した場合には、配備指令がなくとも速やかに登庁するものとする。

(3) 参集時の留意事項

参集時、職員は、次の点に留意する。

服 装	・ 応急活動ができる服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋を装着する。
携行品	・ 状況に応じ、次のものを持って参集のこと（おおむね 3 日分の必要量）。 ・ 筆記具、飲料水（水筒）、懐中電灯（携帯ライト）、食料、携帯ラジオ、応急医薬品、タオル、防寒具（冬期等）、身分証明書（名刺）、携帯電話・スマートフォン、充電器
安全参集	・ 車の運転には十分注意する（飲酒、過労）。 ・ 徒歩の場合は、危険箇所を避ける（河川、山腹寄り）。 ・ 安全を最優先し、無理な参集はしない。
緊急措置	・ 参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を引き継ぎ、市庁舎に直行する。
被害状況報告	・ 被災者、救助活動の状況 ・ 建物の倒壊、損傷の状況 ・ 火災の発生、消火活動の状況 ・ ライフラインの状況 ・ 鉄道及び幹線道路等の状況 ・ 農地、農作物、農業施設等の状況

4 佐久市災害対策本部の設置等

市長は、次の場合、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定により、佐久市災害対策本部を設置する。

(1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき

(2) 市域に震度 5 強以上の地震が発生したとき

災害対策本部の設置に関する事項については、第 2 編第 3 章第 1 節「非常参集職員の活動」に準じて実施するものとする。

節	節 名	各 節 の 使 用 方 法
第2節	災害情報の収集・連絡活動	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第3節	広域相互応援活動	
第4節	ヘリコプターの活用計画	
第5節	自衛隊災害派遣要請計画	
第6節	救助・救急・医療活動	
第7節	消防活動	
第8節	水防活動	
第9節	要配慮者に対する応急活動	
第10節	緊急輸送活動	
第11節	障害物の処理活動	
第12節	避難収容活動	
第13節	食料品等の調達供給活動	
第14節	飲料水の調達供給活動	
第15節	生活必需品の調達供給活動	
第16節	保健衛生、感染症予防活動	
第17節	死体の捜索及び処置等の活動	
第18節	廃棄物の処理活動	
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	
第20節	危険物施設等応急活動	
第21節	ライフライン施設応急活動	
第22節	災害広報活動	
第23節	土砂災害等応急活動	

第 24 節 建築物災害応急活動

（【公共施設】（施設管理所管課）【一般建築物】建設部（建築住宅課）【文化財】社会教育部（文化振興課））

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。

1 公共建築物

- (1) 庁舎、社会福祉施設、医療機関、市営住宅、市立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (2) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (3) 被害状況により、危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

- (1) 被害状況を把握し、危険防止のための必要な措置を講ずる。
- (2) 被害状況により、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県もしくは近隣市町村に対して支援を求める。

3 文化財

- (1) 災害が発生した場合、所有者又は管理者に対し、次の実施すべき対策について万全を期すよう指導する。
 - ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
 - イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
 - ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。
- (2) 指定文化財等に被害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

節	節 名	各 節 の 使 用 方 法
第 25 節	道路及び橋梁応急活動	「第 2 編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第 26 節	河川施設等応急活動	

第 27 節 二次災害防止活動

(総務部(危機管理課) 経済部(耕地林務課) 建設部(土木課・建築住宅課))

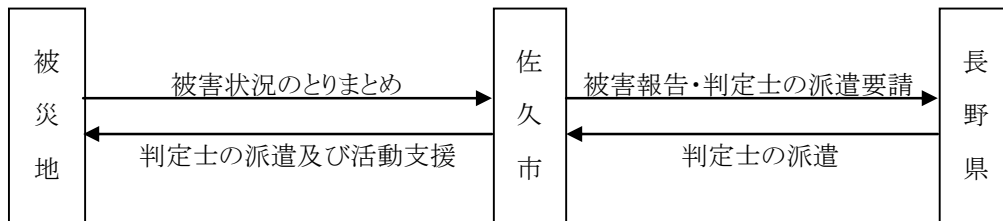
地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

1 建築物に係る二次災害防止対策

- (1) 被災地において被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士(以下「危険度判定士」という。)が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項について実施する。

- ア 危険度判定士の派遣要請
- イ 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
- ウ 市内の被災地域への派遣手段の確保
- エ 危険度判定士との連絡手段の確保

- (2) 市長は、必要に応じ、倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。



2 道路及び橋梁等に係る二次災害防止対策

市域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制等適切な措置を講ずるとともに、応急復旧を行う。

3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

- (1) 危険物関係

- ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

- イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

- ウ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

(2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の二次災害防止活動については、消防署と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

4 河川施設の二次災害防止対策

- (1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (2) その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (3) 災害防止のため、応急工事を実施する。
- (4) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (5) 必要に応じて、水防活動を実施する。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

第 28 節 ため池災害応急活動

(経済部 (耕地林務課))

1 基本方針

地震発生によるため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

3 活動の内容

(1) 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。

ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画

(ア) 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告する。

(イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

(ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 管理団体において、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市へ報告するものとする。

(イ) 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。

(ウ) 市が実施する応急対策について協力するものとする。

第 29 節 農林水産物災害応急活動

(経済部 (農政課・耕地林務課))

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物・森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農産物災害応急対策

- (1) 農業農村支援センター、農業協同組合等と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農業農村支援センター、農業協同組合等と連携をとり、速やかに農業者に次の事項を周知徹底する。

ア 市等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策。

イ 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧。

2 林産物災害応急対策

被災状況を調査し、その結果を佐久地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のための技術指導など必要な措置をとる。

3 水産物災害応急対策

観測機器が異常を感知した場合、又は養殖漁業に影響のある事故が発生したことを知ったときは、県、佐久市養殖漁業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、取水制限等の応急対策を実施するとともに、技術指導を行う。

第 30 節 文教活動

(福祉部 (子育て支援課) 学校教育部 (全課))

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、小学校、中学校、(以下この節において「学校」という)は、多くの園児及び児童生徒を収容する施設であり、災害発生時には、学校長及び園長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 第一次的な避難所等への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した避難所等へ誘導する。

イ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

(2) 第二次的な避難所等への避難誘導

ア 第一次的な避難所等が危険になった場合、又は危険な状態が見込まれる場合は、より安全な場所に児童生徒等を誘導する。

イ 保護者にはあらかじめ避難所等を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

ウ 避難所等に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出を本部に要請するとともに、避難状況を県教育委員会、市及び関係機関に報告又は連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 県教育委員会の指導及び支援を得て、市教育委員会は災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

- (ア) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- (イ) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用等について県教育委員会に依頼する。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員の確保について県教育委員会と協議する。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、県教育委員会と連絡を取り、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

- (2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会、市及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は市教育委員会と連絡を取り、その確保に努める。

ウ 教育活動

- (ア) 災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講ずる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (イ) 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- (ウ) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導に当たる。
- (エ) 授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

- (ア) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- (イ) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

- (ア) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- (イ) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (ウ) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

カ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、市教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与等

(1) 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。市における調達が困難なときは、教育事務所を經由して県教育委員会に調達の斡旋を依頼する。

(2) 就学援助

市教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

節	節 名	各 節 の 使 用 方 法
第 31 節	飼養動物の保護対策	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中 の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第 32 節	ボランティアの受入れ体制	
第 33 節	義援物資、義援金の受入れ体制	
第 34 節	災害救助法の適用	
第 35 節	観光地の災害応急対策	

節	節 名	各 節 の 使 用 方 法
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第2節	迅速な現状復旧の進め方	
第3節	計画的な復興	
第4節	資金計画	
第5節	被災者等の生活再建等の支援	
第6節	被災中小企業等の復興	

第 1 節 総 則

1 計画の目的

大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域は、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制を推進することが義務づけられている。

佐久市は強化地域の指定を受けていないが、その隣接地域として、強化地域と同様の体制を確立することを目的とする。

2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

市は、警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

第 1 編第 2 節「防災に関する実施責任」及び第 3 節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を参照のこと。

第2節 東海地震に関連する情報及び 警戒宣言発令時の活動体制

(全部 (全課))

警戒宣言発令時等の組織の整備、人員の確保により、予想される地震に対する防災応急対策を円滑に実施する。

1 東海地震注意情報発表時の体制

市長は、東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報及び、東海地震予知情報が伝達されたときは、本編第3章第1節「非常参集職員の活動」により警戒配備体制をとり、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備及び次の事項の実施
 - ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
 - イ 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
 - ウ 管理している施設の緊急点検

2 佐久市地震災害警戒本部

警戒宣言が発令されたときは、「佐久市地震災害警戒本部」を設置し、対策を実施する。

(1) 設置時期及び設置場所

設置の時期は、地震防災に関する警戒宣言が発令された時期とする。設置場所は、市役所本庁舎(4階特別会議室または、8階大会議室)に置く。

(2) 所掌事務

おおむね次の事項を実施する。

- ア 警戒宣言、地震予知情報の市民等への伝達及び地震防災上必要な情報の収集、伝達
- イ 県への報告、要請など、県との地震防災活動の連携
- ウ 消防(水防)団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の基準
- エ 消防・水防等の応急措置
- オ 地震災害に備えた食料・医薬品等の確保
- カ 区、自主防災組織等の防災活動の指導・連携
- キ 火災、水害等の防除のための警戒
- ク 火災の発生防止、初期消火についての住民への広報
- ケ その他地震に対する防災応急対策

第3節 情報収集伝達計画

(総務部(全課))

警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

1 地震予知情報等の受理

警戒宣言、地震予知情報等は、県防災行政無線を用いて伝達される。

県から通知された地震予知情報等は、勤務時間内にあっては危機管理課長が受理し、勤務時間外にあっては宿日直者が受理し、速やかに総務部長、危機管理課長に伝達し指示を受ける。

2 地震予知情報等の伝達

警戒宣言、地震予知情報及びその他の地震情報を収受したときは、直ちに全庁内、区長等に伝達するとともに、住民に周知する。

(1) 情報の伝達

ア 伝達手段

- (ア) 庁舎内においては、庁内放送
- (イ) 支所等に対しては、FAX、県防災行政無線(衛星系)
- (ウ) 市民に対しては、次節「広報計画」による

イ 伝達内容

- (ア) 地震予知情報等の内容
- (イ) 措置すべき事項の概要
- (ウ) 留意すべき情報の伝達方法等

(2) 収集・伝達すべき情報

収集あるいは伝達すべき主な情報の種類は次のとおり。

- ア 避難の状況
- イ 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ウ 防災関係機関の防災応急対策の実施状況
- エ 情報の変容、流言等の状況
- オ 避難指示又は警戒区域の設定
- カ 消防(水防)団員の配備命令
- キ 市内事業所等に対する防災応急対策実施の指示

「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震 予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 （3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等）
東海地震 注意情報	【発表基準】 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合 （2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等）
東海地震に 関連する調査 情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 （1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等）
東海地震に 関連する調査 情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

※各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなつたと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第4節 広報計画

(総務部(危機管理課) 企画部(広報広聴課))

地震予知情報等の周知不徹底又は突然の警戒宣言発令時における人心の動揺、流言ひ語等の各種混乱を防止し、住民をはじめ、区、自主防災組織等が的確な防災対策を行うために必要な広報に努める。

1 主な広報事項

警戒宣言発令時において警戒本部を設置したときは、民心の安定及び防災活動上広報すべき事項について、その文案、優先順位、広報主体をあらかじめ定め、迅速かつ適切に行う。

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等
- (2) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 事業者等がとるべき措置
- (5) 家庭において実施すべき事項
- (6) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (7) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (8) その他必要な事項

2 広報の手段

現在、本市において実施できる広報手段は次のとおりである。

- (1) 防災行政無線(同報系)による広報
防災行政無線(同報系)により広報を行う。
- (2) 有線放送による広報
できるだけ簡潔な広報文を作成し、施設の管理者又は区長に依頼する。
- (3) 広報車による広報
広報車両を活用し、やむを得ない場合には一般車両とハンドマイクを用いて行う。
- (4) テレビ、ラジオを通じた広報
テレビ、ラジオを通じた広報は、県を通じて放送機関に要請することになっている。
なお、エフエム佐久平と佐久ケーブルテレビに対する放送要請については、「災害時における放送の要請等に関する協定書」(資料5-22 参照)に基づき、市が要請する。
- (5) インターネットによる広報
市ホームページ等を活用する。

(6) 緊急速報メールによる広報

携帯電話会社各社が提供する緊急速報メールを活用する。

3 問い合わせ窓口の設置

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

第5節 避難活動

(総務部(危機管理課・税務課) 企画部(広報広聴課) 福祉部(福祉課) 学校教育部(学校教育課・教育施設課) 経済部(耕地林務課) 建設部(土木課) 社会教育部(生涯学習課・文化振興課・スポーツ課・中央公民館))

警戒宣言発令時に住民、旅行者等が安全に避難することができるように、避難の方法をあらかじめ定め、もって住民等の生命、身体を保護する。

1 避難の指示及び誘導

(1) 避難対象地区

警戒宣言発令時に、本部長(市長)が避難指示する地区は、急傾斜地接近地区等災害の発生が予想される地区である。

(2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、原則として区又は自主防災組織を通じて行う。

ア 区又は自主防災組織による方法

当該地区内の区長等に連絡し、区あるいは自主防災組織を通じて住民に伝達する。このとき、必要に応じて警察官、消防団員等にも協力を要請する。

イ 広報による方法

対象地区が広範囲にわたる場合や、災害が切迫している場合は、前節の「広報計画」によるものとする。

(3) 住民等への指導

範囲、避難場所、避難路及び指示等の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。

避難対象地区に避難指示等を行う際、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行う。

ア 防災用具、非常持出品及び食料の準備

イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限

ウ 避難場所の点検及び収容準備

エ 収容者の安全管理

オ 負傷者の救護準備

カ 避難行動要支援者の避難救護

2 警戒区域の設定

(1) 設定予定地域

警戒区域の設定予定地域は、避難対象地域のうち特に危険が大きく、住民の生命又は身体を守るために住民の避難意思の有無にかかわらず、全員退去及び立入禁止の措置を必要とする区域とする。

(2) 規制の実施内容及び方法

警戒区域設定に伴う退去及び立入禁止措置等の規制は、市職員・消防団員が広報巡回、ロープ張り、標識設置等により実施するとともに、警察官に協力を要請し、できる限り防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努める。

3 避難活動

避難は、区、自主防災組織を単位とした集団避難を原則とする。

(1) 避難の開始時期

ア 警戒区域内

警戒宣言後、直ちに行う。

イ 警戒区域以外の避難対象地域

避難指示後、直ちに行う。

ウ 避難対象地域以外の地区

居住する建物の耐震性、地盤などの状況に応じて、住民が自主的に判断して避難する。

(2) 車両による避難

ア 避難に当たっては、徒歩を原則とする。ただし、次の地区については、市が県危機管理室、警察署と協議のうえ、必要最小限の車両避難を認める地区としてあらかじめ指定し、交通管理に支障のないよう調整をしておく。

(ア) 山間地等で、避難地までの距離がおおむね 4 km 以上離れている地区

(イ) 徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区

イ 要配慮者関連施設の収容者及び徒歩避難困難者の避難に当たり、車両による移送が必要な場合は、施設管理者及び徒歩避難困難者の家族等と連絡調整のうえ、車両の手配等を行う。

(3) 屋内避難

ア 警戒宣言発令時における避難は、屋外を原則とするが、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

イ 屋内避難が可能な施設の収容力が屋内避難対象者に対して不足する場合には、避難対象地域外の知人・親戚宅等への避難を含め、要配慮者に配慮した対策を講ずる。

(4) 要配慮者の避難対策

市は、避難対象地域内の要配慮者関連施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておくものとする。

ア 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）

イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等

ウ 屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

4 避難状況等の報告

- (1) 区長あるいは自主防災組織の長及び避難所となった施設の責任者は、避難完了後に次の事項について市に報告する。

ア 避難地区名

イ 避難者数

ウ 必要な救助保護の内容

エ 市長に対する要請事項

- (2) 市は、避難の状況、避難地の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告する。

5 避難所の運営

- (1) 市は、区、自主防災組織等の協力を得て、避難所を運営する。
- (2) 避難所にはその運営等を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要に応じて警察官の配置を要請する。
- (3) 避難地で避難生活をする者は、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。

なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。

その他、具体的な運営方法については、第 2 編第 3 章第 13 節「避難収容及び情報提供活動 4 避難所の開設・運営」に準ずる。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

(総務部(危機管理課) 企画部(契約課) 市民健康部(市民課) 環境部(環境政策課)
福祉部(福祉課) 臼田支所 望月支所)

警戒宣言発令時における食料、生活必需品、飲料水の確保に努め、平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、発災後の応急活動に支障のないよう対策を講ずる。

1 食料、生活必需品の確保

- (1) 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行う。
- (2) 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。
- (3) 避難対象地区以外において、住民が食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。
- (4) 住民に対し、必要以上の買いだめをしないよう呼びかける。
- (5) 住民は、それぞれ3日分程度の非常用食料の準備を行う。

2 飲料水の確保

- (1) 住民に対して、貯水の励行に関する広報を徹底する。
- (2) 市が飲料水を供給する臼田地区、望月地区の飲料水確保を行うとともに、佐久水道企業団、小諸市外2市御牧ヶ原水道組合に対し、防災計画等に基づく給水活動、応急復旧体制等の準備を要請する。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。
- (4) 応急復旧体制の準備を行うものとする。

第 7 節 医療救護及び保健衛生活動計画

(市民健康部(健康づくり推進課) 環境部(生活環境課) 浅間総合病院)

地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。

1 医療救護体制の確立

- (1) 佐久医師会等に対し、医療救護班の出動準備を要請する。
- (2) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対して供給の要請を行う。
- (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整える。
- (4) 傷病者の搬送準備をする。
- (5) 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

2 保健衛生体制の確立

- (1) し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。
- (2) 避難場所等への仮設トイレの設置又は建設について準備する。

第 8 節 児童生徒等の保護活動計画

(福祉部(子育て支援課) 学校教育部(学校教育課))

警戒宣言の発令は授業中等に限らず、登下校中の場合もあり得ることから、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、小学校、中学校(以下この節において「学校」という。)においては、平素からその対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言発令時は保護者等と密接な連携を図り、園児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という。)の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。

警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とするとともに、以下の事前対策を実施する。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、危険区域内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護に当たっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、市警戒本部及び県教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、市警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、次の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者(乗務員、添乗員、車掌等)の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

第 9 節 消防・救急救助対策等

(総務部（危機管理課） 企画部（広報広聴課）)

警戒宣言が発せられた場合、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

1 出火防止及び消防活動のための事前準備

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (3) 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- (4) 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館等に配置した資機材等の確認を行う。

2 住民への広報

火災発生の防止、初期消火活動について、住民等への広報を行う。

- (1) 出火防止のための措置
 - ア 不必要な火気の使用を避ける。
 - イ 火気を使用する場合も短時間に行い、使用中はその場を離れない。
 - ウ 使用していない電気器具のプラグはコンセントより外す。
- (2) 初期消火への備え
 - ア 消火器等の器材を準備する。
 - イ 浴槽に貯水し、バケツ等を準備する。

第 10 節 売り惜しみ・買い占め等の防止

(環境部 (生活環境課) 経済部 (商工振興課))

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

第 11 節 交通及び輸送対策

(総務部 (危機管理課・財政課) 経済部 (観光課))

警戒宣言発令時における交通及び輸送体制を確保し、防災応急活動に支障のないよう対策を講ずる。なお、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

1 交通対策

(1) 車両の走行自粛を呼びかけるとともに、自動車運転者に対し、次の措置の周知徹底を図る。

走行中のとき	① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 ② 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
避難するとき	本章第 5 節「避難活動」において市が定める「車両避難を認める地区」を除いては、避難のために車両を使用しないこと。

(2) 緊急輸送のため必要に応じて、警察署に交通規制を要請する。

(3) 市は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

(4) 市は、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。

2 輸送活動

緊急輸送の本格的活動は、地震発生後と予想されるので、警戒宣言発令時には、地震発生後の応急活動を円滑に行うための要員、車両、燃料及び資機材等を可能な限り確保し、輸送の準備を整えることを基本に、警戒宣言発令時の輸送を行う。

(1) 警戒宣言発令時の緊急輸送

ア 市又はその他の防災関係機関の防災活動要員の配置あるいは配置替え及び交替要員の輸送

イ 緊急に手術等の措置を必要とする患者の輸送

ウ 食料、生活必需品、その他の物資及び防災活動上必要な輸送

(2) 輸送体制の確保

ア ヘリポート、物資輸送拠点の確保

イ 車両、要員及び燃料等の確保と点検の実施

ウ 市有車両及び防災資機材が災害を受けないための措置

エ 緊急輸送車両の確認手続き

オ 輸送路確保のための交通規制及び必要な措置

第 12 節 他機関に対する応援の要請

全部（全課）

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上の必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請する。

- (1) 市は、災害が発生し、県や他の市町村等から協定等に基づく応援を受け入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努める。
- (2) 市は、災害が発生し、県や他の市町村からの緊急消防援助隊の応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関と連絡体制を確保し、受援体制を確保するように努める。

なお、市は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、県、他市町村及び関係機関と連携して、東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備を行う。

第 13 節 自主防災組織の活動計画

(総務部 (危機管理課))

警戒宣言発令時における自主防災組織は、迅速かつ的確に実施し、防災応急活動に支障のないよう対策を講ずる。

1 自主防災組織の本部設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営するとともに、活動体制の再確認を行う。

2 情報の収集・伝達

- (1) 市からの警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- (2) 地震予知情報等をテレビ、ラジオ等で入手するよう努める。
- (3) 防災応急対策の実施状況について、必要に応じて市へ報告する。

3 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。

- (1) 家具の転倒防止
家具類の固定状況を確認する。
- (2) 落下物の除去
タンス、食器棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等、安全対策を実施する。
- (3) 出火防止
火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等、出火防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使用しない。
- (4) 非常持出し品等の準備・確認
備蓄食料、飲料水等非常持出し品の準備や確認を行う。
- (5) 夜間の対応
夜間の発災に備え、履物、懐中電灯、非常持出し袋等は枕もとに準備する。

4 避難活動

- (1) 区又は自主防災組織単位の集団避難に努める。
- (2) 避難指示による事前避難の場合は、その内容を住民に伝達し、速やかな集団避難に努める。
- (3) 自力避難の困難な避難行動要支援者については、協力して避難を実施する。
- (4) 避難完了後は、その状況を確認し市に報告する。

第 14 節 事業所等対策計画

(総務部（危機管理課） 経済部（商工振興課）)

警戒宣言発令時には一般家庭と同様、市内の事業所等にも防災対策を講ずるよう指導し、特に、危険物を扱う事業所に対しては注意をする。

事業所等に対する防災対策の指導

防火管理者協会、工場協会等の関係団体の協力を得て、事業所等における防災対策の実施を呼びかける。

- (1) 事業所等における防災対策の確認及び確立
- (2) 発災に備えての応急保安措置の実施
- (3) 必要に応じた従業員の帰宅措置の実施

第 1 節 総 則

1 計画の目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)を中心に南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることが義務づけられている。

佐久市は、推進地域の指定を受けていないが（佐久地域の推進地域指定は、川上村、南牧村のみ）、その隣接地域として、南海トラフ地震による不測の事態に備えることを目的とする。

2 南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

市は、南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

第 1 編第 2 節「防災に関する実施責任」及び第 3 節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を参照のこと。

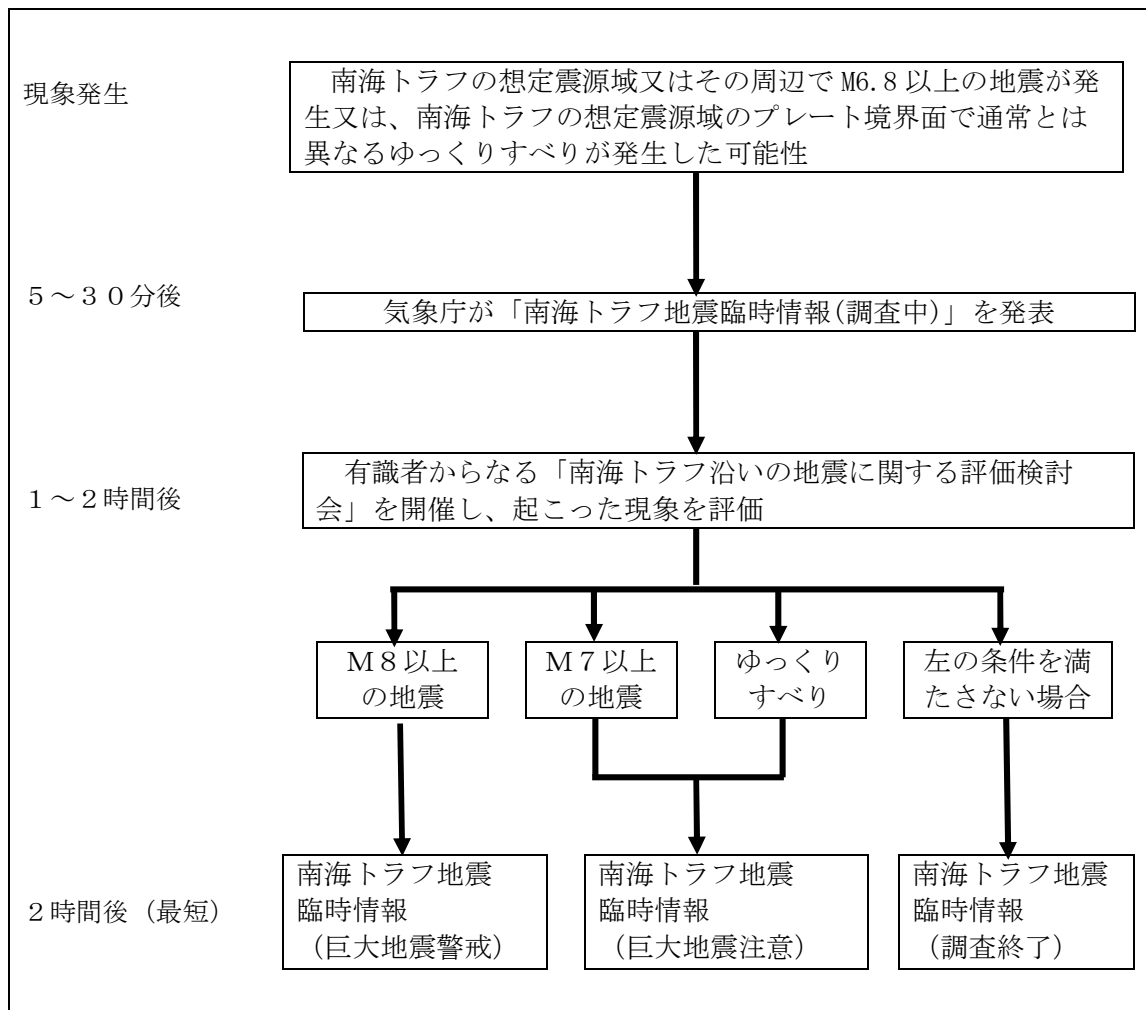
4 南海トラフ地震臨時情報について

(1) 南海トラフ地震臨時情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

(2) 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



節	節 名	各 節 の 使 用 方 法
第2節	東海地震に関連する情報及び警戒宣言 発令時の活動体制	「第5章 東海地震に関する事前対策計画」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「東海地震」を「南海トラフ地震」に ●「東海地震注意情報」を「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」または（巨大地震注意）」に
第3節	情報収集伝達計画	
第4節	広報計画	
第5節	避難活動	
第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画	
第7節	医療救護及び保険衛生活動計画	
第8節	児童生徒等の保護活動計画	
第9節	消防・救急救助対策等	
第10節	売り惜しみ・買い占め等の防止	
第11節	交通及び輸送対策	
第12節	他機関に対する応援の要請	
第13節	自主防災組織の活動計画	
第14節	事業所等対策計画	